

社会福祉連携推進法人の運営の在り方等 に関する論点整理

（社会福祉連携推進業務②）

令和3年2月
社会・援護局 福祉基盤課

社会福祉連携推進法人の
業務③－1（経営支援業務）
業務③－2（物資等供給業務）
に関する論点整理

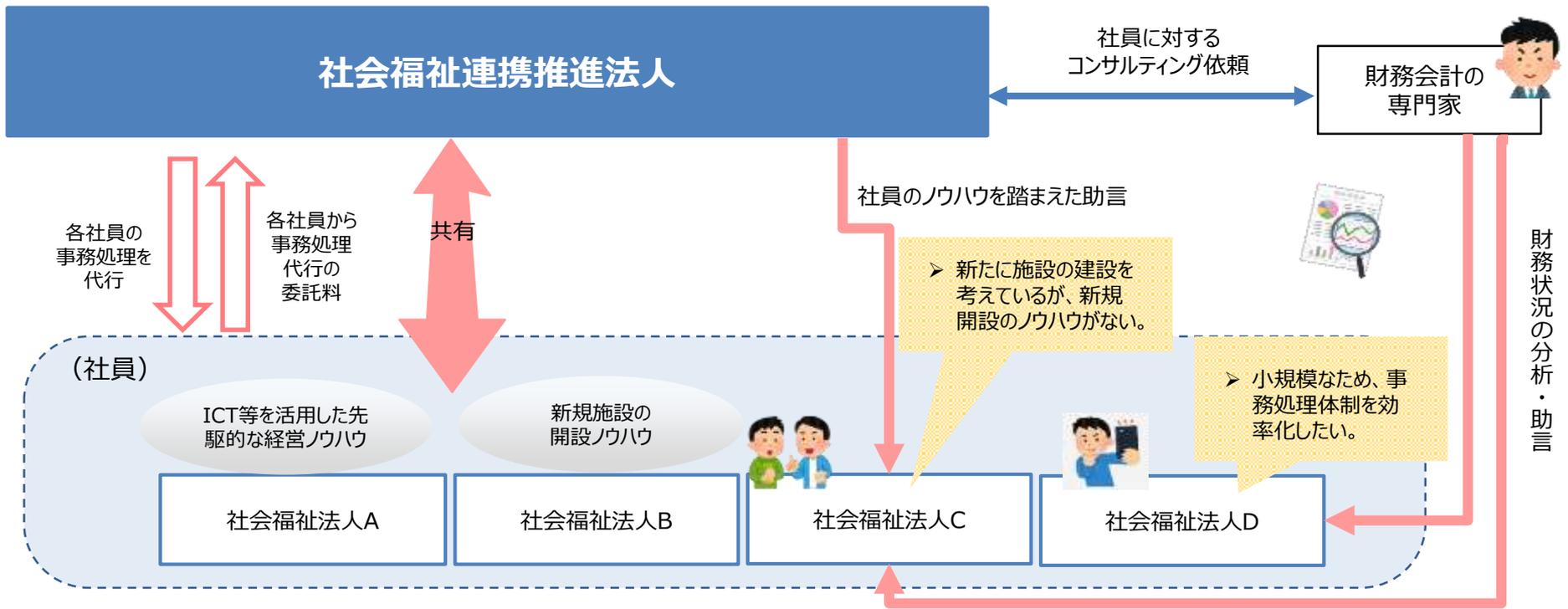
- 社会福祉法人は、長きにわたり、社会福祉事業の主たる担い手として、我が国の社会福祉を支えてきた。
- 平成12年の介護保険法の施行、同年の社会福祉事業法の改正による社会福祉法の成立により、サービスの利用の仕組みを措置から契約に転換し、多様な供給主体を参入させることにより、利用者の選択の幅を広げるとともに、事業者の効率的な運営を促し、サービスの質の向上と量の拡大を図る政策がとられた。
- 平成28年の社会福祉法の改正では、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められることとなった。
- 一方、我が国の社会の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、現役世代(担い手)となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速することとなる。
- 以上を踏まえ、社会福祉連携推進法人が行う経営支援業務、物資等供給業務の具体的な内容については、
 - ・ 社会福祉法人制度改革等を踏まえ、社会福祉法人が公益性・非営利性を具備する法人に相応しい、透明性の高い経営を確保する観点から、社会福祉連携推進法人としてどのような関わりができるか
 - ・ 社会福祉法人を始めとする社会福祉事業を営む者が人口動態などを踏まえた地域ニーズの変化に的確に対応し、効率的な経営を確保する観点から、社会福祉連携推進法人としてどのような関わりができるかなどの観点から、検討することが必要ではないか。

論点	対応の方向性
<p>(論点)社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援(経営支援業務)について、</p> <p>① 経営支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。</p> <p>② 事務処理の代行は実施可能か。他の法律の適用関係はどうなっているのか。</p>	<p><u>①について</u></p> <p>○ 経営支援業務については、法第125条第3号の規定により、</p> <p>ア 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること</p> <p>イ 当該取組を社会福祉連携推進法人が支援するものであることに該当している必要がある。</p> <p>○ 「経営方法に関する知識の共有」については、特定の社員が持つ経営方法に関する知識を共有することに限らず、社会福祉事業の経営ノウハウを共有することが広く該当することとしてはどうか。</p> <p>○ 「当該取組を社会福祉連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、社員間の連絡調整、社員へのコンサルティングなどの支援を行うことをいうものとしてはどうか。</p> <p><u>②について</u></p> <p>○ 事務処理の代行は、効率的な経営方法のひとつであり、社会福祉連携推進法人が事務処理を代行することについては、特定の経営方法を社員間で共有するために、社会福祉連携推進法人が社員へ支援を行うことに該当する。</p> <p>従って、社会福祉連携推進法人は、社員の事務処理を経営支援業務として行うことができることとしてはどうか。</p>

論点	対応の方向性
<p>(論点)社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援(経営支援業務)について、</p> <p>① 経営支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。</p> <p>② 事務処理の代行は実施可能か。他の法律の適用関係はどうなっているのか。</p>	<p>○ 社会福祉連携推進法人が事務処理の代行を行う際、他法令に違反しない範囲で行うことが必要となる。</p> <p>会計関係の業務や人事労務管理の業務については、社会福祉法人が他者に事務処理を委託している例があるが、社会福祉連携推進法人が行う場合には、他法令に抵触しないもの(例えば、報酬等請求事務のデータの作成の代行や会計帳簿の記帳代行など)を行うことが可能となる。</p> <p>※ 租税に関する申告や書類の作成等は、税理士法に基づき、社会福祉連携推進法人が行うことはできない。</p> <p>※ 社会保険労務士法別表第1に規定された労働基準法や職業安定法等に基づく書類の作成や手続等は、社会保険労務士法に基づき、社会福祉連携推進法人が行うことはできない。</p> <p>○ ①及び②を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施 ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施 ・ 社員の財務状況の分析・助言 ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援 ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行などを経営支援業務の例示としてはどうか。

経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・社員の財務状況の分析・助言
 - ・社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
 - ・社員の特定事務に関する事務処理の代行等の業務が該当する。



福祉サービス事業者の経営の安定確保が期待

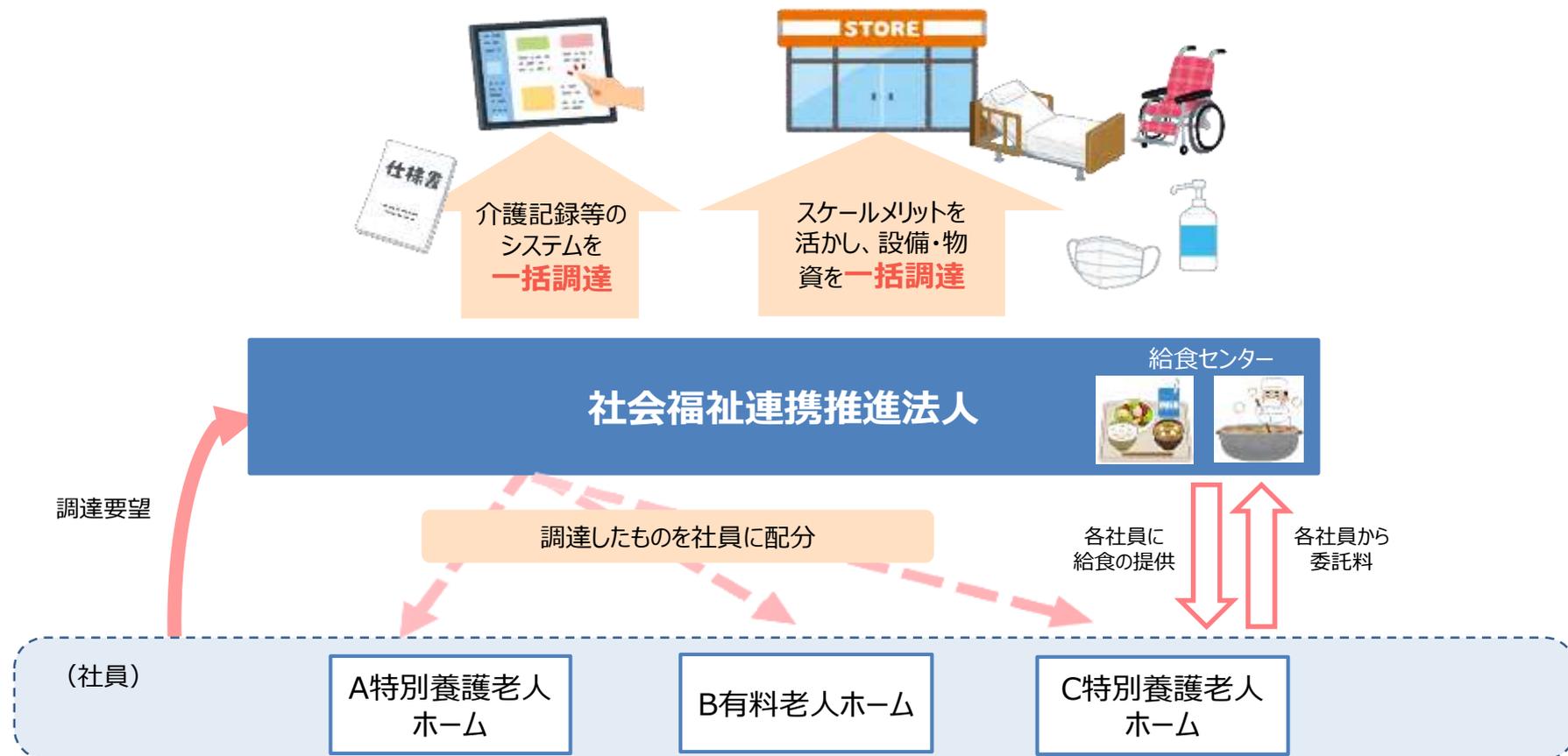
論点	対応の方向性
<p>(論点)社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給(物資等供給業務)について、</p> <p>① 物資等供給業務として具体的に実施可能な取組は何か。</p> <p>② 社員の施設での給食の供給は実施可能か。</p>	<p><u>①について</u></p> <p>○ 物資等供給業務については、法第125条第6号の規定により、</p> <p>ア 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること</p> <p>イ 当該設備又は物資を社会福祉連携推進法人が供給することに該当している必要がある。</p> <p>○ 「当該設備又は物資を社会福祉連携推進法人が供給すること」については、社会福祉連携推進法人が一括調達して社員に供給することのほか、社会福祉連携推進法人が生産して社員に供給することを含むこととしてはどうか。</p> <p><u>②について</u></p> <p>○ 社員の施設で提供される給食の供給については、食品衛生法等関係法令を遵守したうえで、社員から社会福祉連携推進法人が委託を受けて、物資等供給業務の一環として行うことができることとしてはどうか。</p> <p>○ その際、給食に必要な設備については、特定の社員の施設の厨房を活用するほか、社会福祉連携推進法人が必要な設備を持つことも認められることとしてはどうか。</p> <p>○ ①及び②を踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達 ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達 ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達 ・ 社員の施設で提供される給食の供給 <p>などを物資等供給業務の例示としてはどうか。</p>

物資等供給支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設で提供される給食の供給

等の業務が該当する。



設備・物資の大量購入による調達コストの縮減が期待

社会福祉連携推進法人の業務⑤ (貸付業務) に関する論点整理

貸付業務の内容の検討に当たっての視点

- 貸付業務による貸付けは、法第127条第1号に規定する社会福祉連携推進法人の目的に合致するとともに、貸付原資を提供する社員である社会福祉法人の法人運営の安定性を損なわない範囲で行われる必要がある。
従って、貸付業務による貸付けは、金融機関等からの資金調達の補完的位置付けとなり、貸付けを受けた後の法人運営の見通しを踏まえつつ、一時的な資金需要に対応するものであるべきと考えられる。
以上を踏まえれば、貸付業務については、制度施行から当面の間、リスク管理の観点から、慎重な検討を行った上、抑制的に行われるべきであると考えられる。
- 社会福祉法人は資産の法人外流出が禁止されているところ、社会福祉連携推進法人の貸付業務の原資とするために、社員である社会福祉法人が社会福祉連携推進法人に資金を貸し付けることは、例外的に認めることとなる。
従って、
 - ① 貸付金の原資を提供する社員である社会福祉法人(以下「貸付原資提供社員」という。)と社会福祉連携推進法人との間の金銭消費貸借契約
 - ② 社会福祉連携推進法人と貸付けを受ける社員である社会福祉法人(以下「貸付対象社員」という。)との間の金銭消費貸借契約を締結して行うものについて議論が必要となる。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

(認定申請)

第二百二十六条 (略)

2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項

(認定の基準)

第二百二十七条 (略)

五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

ト 第二百五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

論点	対応の方向性
<p>(論点)資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ○ 契約方法は、以下の通りとしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との金銭消費貸借契約、社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との金銭消費貸借契約を、それぞれ締結する。 ② 貸付資金が返済不能になる場合に備え、返済不能時の資金回収手続や、回収資金分配等の処理について、私法上の契約を結ぶ。 <p>※ 上記の金銭消費貸借契約等について、社会福祉連携推進法人の社員は、利害関係を有する社員が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされた場合、一般社団法人法第266条の規定に基づき、裁判所に社員総会等の決議の取消しの訴えが提起できる。</p> ○ 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との契約及び社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との契約の履行(貸付金の振込)は同日に行うこととしてはどうか。 ○ 社会福祉連携推進法人の目的に鑑み、貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との金銭消費貸借契約、社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との金銭消費貸借契約には、債権譲渡禁止特約を盛り込むこととしてはどうか。

論点	対応の方向性
<p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール</p> <p>【社会福祉連携推進法人への貸付の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付原資提供社員の法人運営の安定のため、社会福祉連携推進法人への貸付金の提供に当たっては、以下を要件としてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に社会福祉連携推進法人への貸付金を計上すること。 ② 貸付を行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差額が黒字であること。 ③ 直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること。 ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと。 ⑤ 貸付金利は高利でない適正な利率(無利子含む)であること。 ⑥ 当該社会福祉連携推進法人から貸付けを受けていないこと。 <p>【貸付原資提供社員の手続】(21ページのフロー図参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会、評議員会において、貸付の当事者で合意すべき内容について承認を受けることとしてはどうか。その際、貸付対象社員の状況次第では、返済されない可能性があることを十分考慮したうえで、理事会、評議員会において丁寧に議論していただき、手続を進めることとしてはどうか。 ○ 貸付原資提供社員の法人運営の安定性が損なわれることのないよう、貸付原資提供社員は、社会福祉連携推進法人への貸付けについて、予め所轄庁に相談することが望ましいこととしてはどうか。 ○ また、貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付けは、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならないこととしてはどうか。

論点	対応の方向性
<p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>【貸付原資の社会福祉法人の事業の位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付原資提供社員から提供される貸付原資は、法人本部の資金であり、貸付対象社員への貸付金の使途は社会福祉事業に限定されていることから、貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付けは、社会福祉法人の事業区分上は、社会福祉事業の一環として位置付けられるものであることとしてはどうか。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付原資の提供は複数の社員からできるが、貸付対象社員を除く全社会福祉法人である社員から行わなくてもよいこととしてはどうか。 ○ 貸付原資提供社員は、提供上限額の範囲内であれば、社会福祉連携推進法人を介して複数の社員に対して、同時に複数の貸付けを行うことを妨げるものではないこととしてはどうか。

論点	対応の方向性
<p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>③ 貸付けを受ける社員のルール (21ページのフロー図参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会、評議員会において、貸付の当事者で合意すべき内容について承認を受けることとしてはどうか。 ○ 抵当権等の担保の設定については、社会福祉連携推進法人からの貸付以外の場合と同様、基本財産を担保とする場合のみ、貸付対象社員は、当該法人の所轄庁の認可を得る必要があることとしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 貸付対象社員は、法第127条第5号トに基づき、自法人の予算等の重要事項について、社会福祉連携推進法人の承認を受けなければならないことに留意。 ○ 貸付金使用后、社会福祉連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行わなければならないこととしてはどうか。 ○ 貸付対象社員の脱退の手続については、社会福祉連携推進法人への加入脱退は原則自由であることも踏まえ、精算等に留意しつつ、社員総会における全員一致の決議が必要とすることなど定款に定めることが望ましいことを示すこととしてはどうか。 ○ 複数の社会福祉連携推進法人から同時に貸付を受けることはできないこととしてはどうか。 ○ 同一社員が複数回貸付けを受けることを妨げるものではないが、この場合、既貸付金が完済されている必要があることとしてはどうか。

論点	対応の方向性
<p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>④ 金利や上限額の設定等</p> <p>【貸付期間】 法人の経営環境は、報酬改定など3年程度で大きく変わることがあり得ることから、貸付原資提供社員の運営に支障のないように、貸付期間は3年以内としてはどうか。</p> <p>【貸付金額の上限】 貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付金額については上限を設けることを前提に(12ページ参照)、社会福祉連携推進法人から貸付対象社員への貸付け金額については、返済可能な額としてはどうか。</p> <p>【貸付金の金利の設定等】 貸付けの安定性を確保するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高利でない適正な利率(無利子含む)が設定されていること(※) ② 担保や保証人の設定等が必要に応じて適切に行われていること ③ 貸付けに当たっての事務手数料等については、会費や金利に上乗せして回収することが考えられるが、利益を得る目的で不当に高額な価格を設定することは認められないこと ④ 適切な遅延損害金の設定を行うことをルールとしてはどうか。 <p>※ 利率については、社会福祉法人は「高利な融資事業」を収益事業として行うことができないことを踏まえる必要。 貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付けの利率と揃えることは不要。</p>

論点	対応の方向性
<p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>【貸付金の使途】 貸付対象社員が社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる使途で、かつ、返済が見込まれやすいものに限定してはどうか。 また、使途の例示としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な改修 ② 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な職員の人件費 <p>等として、貸付対象社員の役員等報酬に充てることは認められないこととしてはどうか。</p> <p>⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 返済の延滞時や不能時の取扱いに沿って、期限延長等の処理を行うこととし、それでも返済が期待できない場合は、社会福祉連携推進法人は、貸付けの当事者で合意した返済不能時の処理に沿って、処理を行うこととしてはどうか。 ○ 抵当権等を設定している場合には、貸付対象社員の施設の状況も踏まえつつ実行し、貸付原資提供社員への弁済を行うこととしてはどうか。 ○ 弁済不能が見込まれる貸付金については、貸付原資提供社員の計算書類において見える化されるよう、例えば、「引当金」に計上するなど、会計上のルールを明確化することとしてはどうか。(具体的なルールの内容については、別途、社会福祉連携推進法人の会計基準の策定作業において、併せて検討。) <p>※ 弁済不能が見込まれる貸付金に関する社会福祉連携推進法人での会計処理についても、別途、社会福祉連携推進法人の会計基準において検討。</p>

論点	対応の方向性
<p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>⑥ その他</p> <p>(1)社会福祉連携推進法人のルール (21ページのフロー図、23ページの社会福祉連携推進方針の記載内容参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉連携推進方針には、貸付について合意すべき内容のうち、以下について貸付対象社員ごとに記載し、所轄庁の認定を受けることとしてはどうか。(変更も同様。) <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付対象社員の名称 ② 貸付の金額及び契約日 ③ 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法 ○ 手続きが円滑に行われるよう、所轄庁による上記の認定の前に、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、各法人内での手続きを完了させなければならないこととしてはどうか。(12-14ページ参照) ○ 貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付金については、他の資金と区分経理し、貸付対象社員への貸付け以外への使用を禁止してはどうか。 ○ 所轄庁が貸付業務の終了(貸付原資提供社員への返済完了)を把握するために、貸付業務の終了後は、社会福祉連携推進方針の変更の認定を受けなければならないこととしてはどうか。

論点	対応の方向性
<p>(論点)資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>(2) 所轄庁の認定</p> <p>○ 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、高利でない適正な利率が設定されていることや、担保や保証人の設定が必要に応じて適切に行われていることなど、社会福祉法人の法人外流出の禁止などの観点から、貸付内容を確認するとともに、必要に応じて貸付原資提供社員及び貸付対象社員の所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行い、特段の問題がなければ、認定して差し支えないこととしてはどうか。</p> <p>※ 法第144条による準用後の法第57条の2第1項(関係都道府県知事等と社会福祉連携推進法人の所轄庁の協力規定)に基づき、貸付原資社員の所轄庁と貸付対象社員の所轄庁は、貸付の認定に意見があれば、社会福祉連携推進法人の所轄庁に意見を述べることができる。</p> <p>○ 所轄庁が円滑に認定できるよう、施行までに認定のチェックリストを作成すべきはないか。</p>

論点	対応の方向性
<p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。 	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会福祉連携推進法人の貸付業務による貸付けは、民間金融機関やWAMの補完的な役割を担うものであること」を通知に明記してはどうか。 ○ 既に貸付業務以外の社会福祉連携推進業務の実施について認定を受けた社会福祉連携推進法人が、新たに貸付業務を行う場合には、社会福祉連携推進評議会での意見聴取を経て、理事会、社員総会の承認を受けなければならないこととしてはどうか。

社会福祉連携推進法人が行う貸付けの基本スキーム(案)

- 以下のような内容を合意する。
 - ① 貸付対象法人の事業計画（貸付金額、使途、返済スケジュール等）
 - ② 貸付対象法人における予算・決算等の重要事項の確認方法
 - ③ 返済の延滞時や不能時の取扱い 等

③ 社会福祉連携推進方針の認定申請

※ あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会・社員総会の承認要

○ 貸付原資の提供は、**直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額**を上限。

⑤ 貸付原資提供法人と社会福祉連携推進法人との貸付契約を締結

社会福祉法人A
(貸付原資提供法人)

社会福祉法人B
(貸付原資提供法人)

社会福祉法人C
(貸付原資提供法人)

社会福祉法人D
(貸付原資提供法人)

社会福祉法人β
(貸付対象法人)

- ① 貸付の内容に係る当事者間での検討
- ② 各社員の内部機関における意思決定

【認定所轄庁】



【社会福祉連携推進法人α】



【貸付金】
※ 貸付金を活用した基金の造成は不可

⑥ 社会福祉連携推進法人と貸付対象法人との貸付契約を締結

⑧ 貸付金の使用状況の報告

⑦ 貸付けの実行

○ 認定に当たっては、貸付けの内容について、必要に応じ貸付原資提供社員及び貸付対象社員の所轄庁等に対して情報提供・意見照会。

④ 認定

○ 貸付金の返済は、**3年**を上限に当事者間の合意により、期限を設定。

○ 貸付金の使用状況等を確認。

【貸付金の使途のイメージ】

施設・事業所に供する建物の修繕、軽微な改修

従業員の採用、処遇改善に係る費用

社会福祉連携推進法人による貸付けの手続フロー(案)

① 貸付けの当事者全員での検討

- 以下の事項について、社会福祉連携推進法人・貸付原資提供社員・貸付対象社員間で事前に検討。
 - ① 貸付対象社員の事業計画（貸付金額、償還スケジュール、用途等）
 - ② 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法
 - ③ 返済の延滞時や不能時の取扱い 等

② 社会福祉連携推進法人、貸付原資提供社員、貸付対象社員のそれぞれの内部機関（理事会、評議員会等）において意思決定

- 上記の検討結果につき、内部機関において意思決定。

③ 社会福祉連携推進方針の所轄庁への認定申請
④ 所轄庁による認定

- 貸付けを行おうとするときは、その都度、社会福祉連携推進方針に、必要事項を記載し、所轄庁の認定を受ける。
- 認定所轄庁は、当該貸付けの内容について、貸付原資提供社員の法人所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行う。

⑤ 社会福祉連携推進法人と貸付原資提供社員との間の貸付契約の締結（社員からの貸付原資の提供）

- 社会福祉法人である社員が貸付金原資の提供を行う場合、次の点を厳守。
 - ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に社会福祉連携推進法人への貸付金を計上すること。
 - ② 貸付を行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差額が黒字であること。
 - ③ 直近3か年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること。
 - ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと。
 - ⑤ 貸付金利は高利でない適正な利率（無利子含む）であること。
 - ⑥ 当該社会福祉連携推進法人から貸付けを受けていないこと。
- なお、複数の社員（社会福祉法人に限る。）が貸付金原資を提供することは可能。

⑥ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の貸付契約の締結

- 貸付契約には以下の事項を盛り込む。
 - ① 貸付けの実行時期及び返済スケジュール
 - ② 貸付期間は3年を限度
 - ③ 貸付金利は、無利子又は適正な利率
 - ④ 遅延損害金の設定
 - ⑤ 債権譲渡禁止特約 等
- 貸付対象社員の不動産に抵当権を設定する場合、抵当権設定契約の締結と登記を行う。

⑦ 社会福祉連携推進法人から貸付対象社員への貸付け

- 貸付金の用途は、以下のようなものを想定。
 - ・ 施設・事業所に供する建物の修繕、軽微な改修
 - ・ 従業員の採用、処遇改善に係る費用（役員等及び役員等の近親者を対象とするものを除く。）
- 貸付期間中は、自法人の予算等の重要事項について、社会福祉連携推進法人の承認を受けなければならない。

- 貸付対象社員は、貸付金の使用後、その使用状況を社会福祉連携推進法人に報告。

- 返済の延滞時や不能時については、予め決めた取扱いに沿って処理を行う。

⑨ 貸付対象社員から社会福祉連携推進法人への返済、社会福祉連携推進法人から貸付原資提供社員への返済

- ①から⑨までの一連の貸付けに関する記載を削除する変更申請が必要。
- なお、あらかじめ社員総会での意思決定が必要。

⑩ 社会福祉連携推進方針変更の認定申請

貸付けについて当事者で合意すべき内容のイメージ

貸付件名	令和3年4月の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け	
社員総会における承認日	令和2年6月14日	
貸付対象社員	社会福祉法人〇〇	
貸付原資提供社員	社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、社会福祉法人××	
貸付条件	貸付対象社員への貸付総額	〇〇円
	貸付原資提供社員の提供額	社会福祉法人□□:〇〇円 社会福祉法人△△:〇〇円 社会福祉法人××:〇〇円
	返済期限	令和6年3月31日
	返済方法	一括償還
	利率	1.0%
	担保	社会福祉法人〇〇が保有する〇〇県△△市××1-1-1に所在する建物
	延滞時の取扱い	遅延利息14.6%
	貸付金回収不能時の取扱い	貸付金額に応じて各貸付原資提供社員がリスクを負う。
貸付実行予定日	令和3年4月1日	
貸付対象社員における貸付金の使途	地域共生関連事業の実施に当たって必要となる施設内のレイアウト変更及び配線工事に必要な費用	
貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。	

社会福祉連携推進方針における貸付けの記載イメージ

貸付件名	令和3年4月の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け
貸付対象社員	社会福祉法人〇〇
貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

(参考)社会福祉法人の法人本部会計における収支差額の状況(平成30年度決算)

	法人全体のサービス活動収益規模					
	3億未満	3～5億	5～7億	7～10億	10億以上	全体
法人本部会計を設置している法人数	3,983法人	1,454法人	820法人	822法人	1,657法人	8,736法人
法人本部拠点への繰入額平均	2,831千円	12,696千円	21,606千円	34,413千円	107,828千円	29,122千円
法人本部拠点における当期活動増減差額平均	144千円	75千円	1,556千円	3,715千円	3,169千円	1,175千円
法人本部拠点における次期繰越活動差額平均	9,764千円	22,614千円	48,664千円	53,837千円	222,195千円	59,994千円